

## みやぎ6次産業化トライアル事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮城の将来ビジョンに掲げる「競争力ある農林水産業への転換」の早期実現に向けて、県内の農林漁業者等が生産する農林水産物の他、地域の自然、伝統、文化、人材などの資源を最大限に活用した、新たな6次産業化の取組による農林水産業の成長産業化を図るため、みやぎ6次産業化トライアル事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容及び要件)

第2 本事業の事業実施主体及び採択要件等は、別表1のとおりとする。

### (事業実施の流れ)

第3 本事業における実施の流れは別表2のとおりとする。

2 事務の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業の申請を行おうとする者は、別紙の事前調書を作成し、別記様式第1号により県に申請しなければならない。
- (2) 県は、事前調書の内容を審査し、相当と認めるときは候補通知書を申請者に通知するものとし、不相当と認めるときはその旨を申請者へ通知するものとする。
- (3) (2)の規定により候補となった者（以下「候補者」という。）に対して、県は、その内容の実現可能性をより高めるため、原則として専門家等を派遣するものとする。
- (4) 候補者は、(3)の専門家等による意見等を踏まえ、事業実施計画書を別記様式第2号により作成し、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、事業実施計画書の内容を審査し、相当と認めるときは、その計画を承認し、その旨を通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた候補者は、知事の承認を受けた事業実施計画を基に、補助金の交付申請を行うものとする。

### (事業の着手)

第4 事業の着手は、本事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、第3第2項により承認された事業実施計画書に記載した事業を効果的に実施するため、交付決定前に事業に着手する緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、県の指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### (事業計画の変更等)

第5 事業実施計画に、次に掲げる重要な変更が生じた場合は、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであり、事業実施計画に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

- (1) 事業の中止及び廃止
- (2) 3割を超える事業費の増減

(事業の推進)

第6 県は、円滑な事業推進を図るために、事業実施主体に専門家を年度内に数回派遣するものとし、その派遣の日程、内容については別に定めるものとする。

2 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課及び各地方振興事務所関係各部との緊密な連携の下に、他の農業・林業・水産業等の振興を目的とした計画、施策等との整合性及び関連に配慮するとともに、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業の成果)

第7 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認めるときは公表することができるものとする。

(書類の提出経由)

第8 この要領により知事に提出する書類は、事業を実施する市町村を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所（又は地域事務所）長は、必要に応じてその写しを保管するものとする。

2 事業を実施する市町村が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施市町村を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとする。

(実施状況報告)

第9 事業実施主体は、補助事業を実施した年度の翌年度から3年間、それぞれの年度における6月30日現在の実施状況を翌月末日までに、別記様式第5号により知事に報告するものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、実施状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

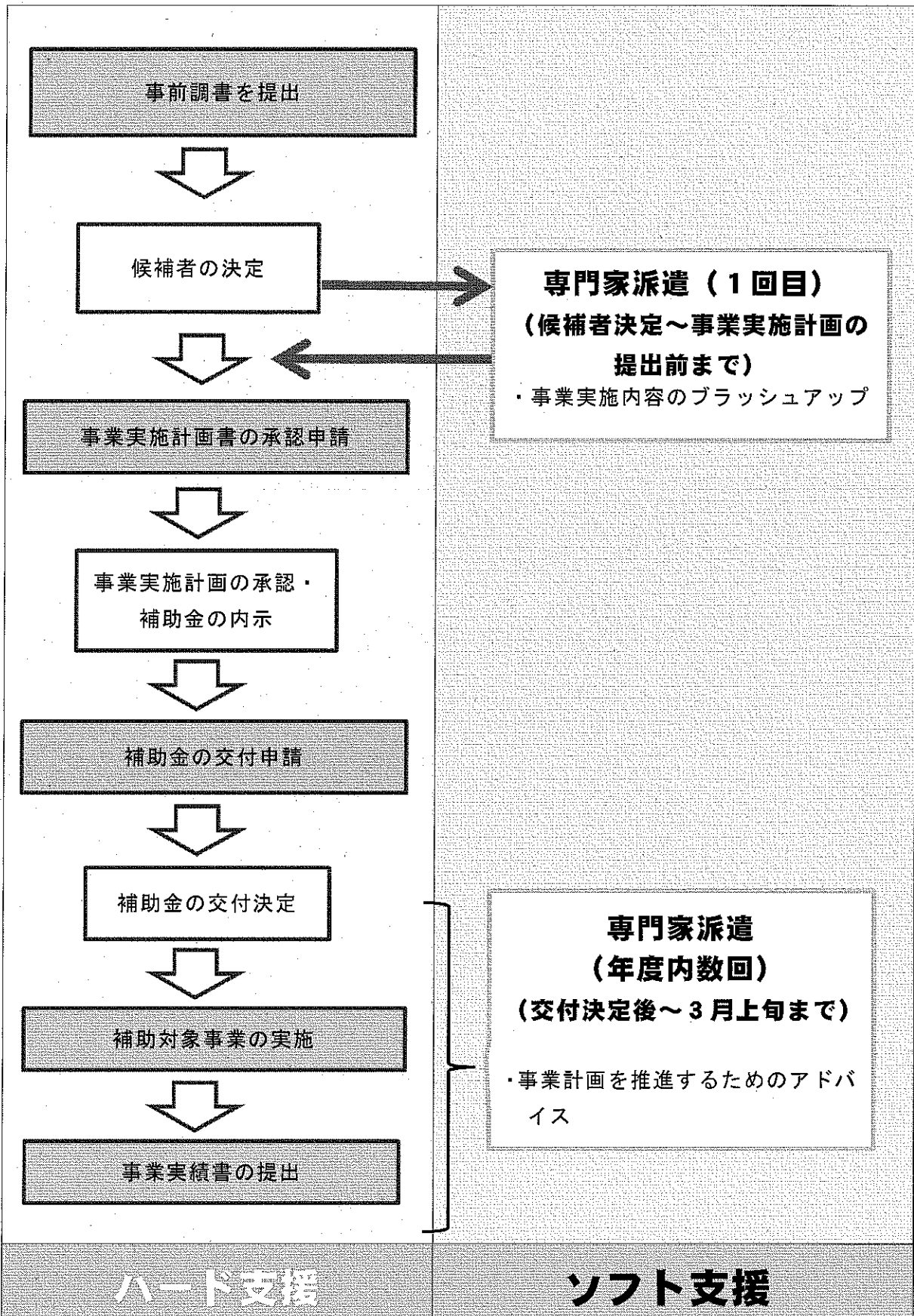
1 この要領は、平成29年6月5日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業名	事業実施主体	採択要件
みやぎ 6. 次産業化トライアル事業	<p>下記の 1 から 3 のいずれかに該当し、かつ「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(以下「六次産業化・地産地消法」という。)に基づいて総合化事業計画の認定を受けている者又は事業実施年度の 2 月末までに認定を受けることが確実と認められる者</p> <p>1 県内に本店を有する農業法人等(株式会社, 有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社及び農事組合法人)</p> <p>2 農林漁業者が組織する団体(代表者の定めがあり, かつ組織及び運営について, 規約の定めがある団体)</p> <p>3 農林水産業を営む個人</p>	<p>1 自らが生産した農林水産物を活用する取組であること。</p> <p>2 事業実施主体にとって 6 次産業化に関する新たな取組であること。</p> <p>3 総事業費が概ね 150 万円以上であること。</p> <p>4 経営収支その他に照らし, 事業の実施が確実であると見込まれること。</p> <p>5 地域のモデルとなりうる取組であること。</p>

別表 2



別記様式第1号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業事前調書について

平成 年 月 日

宮城県農林水産部農林水産政策室長 殿

申請者 住 所  
名称及び  
代表者名

印

みやぎ6次産業化トライアル事業実施要領第3の規定に基づき、関係書類を添えて事前調書を提出します。

添付書類

- 1 みやぎ6次産業化トライアル事業事前調書（別紙）
- 2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画および認定書の写し  
（ただし、今年度2月までに認定が確実と認められる者においては、総合化事業計画の案とする。）
- 3 機械設置図、購入予定機械・器具のカタログ、参考見積書
- 4 直近の決算書（申告書）3カ年分の写し

別記様式第2号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名称及び  
代表者名 印

みやぎ6次産業化トライアル事業実施要領第3の規定に基づき、関係書類を添えて事業実施計画の承認を申請します。

添付書類

- 1 みやぎ6次産業化トライアル事業実施計画書（別紙）
- 2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画および認定書の写し  
（ただし、今年度2月までに認定が確実と認められる者においては、総合化事業計画の案を添付する。）
- 3 直近3カ年分の決算書（申告書）の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第3号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業補助金交付決定前着手届

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けたみやぎ6次産業化トライアル事業実施計画について、下記条件を承知の上、補助金の交付決定前に着手したいので、実施要領第4の規定に基づき届け出ます。

記

事業費	うち補助金	着手予定年月日	完了予定年月日
円	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(交付決定前に着手する理由)			

条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合、又は補助金が交付されない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）は行わないこと。

別記様式第4号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業 変更（中止，廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で承認されたみやぎ6次産業化トライアル事業実施計画について、下記のとおり実施要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて変更（中止，廃止）の承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類（別記様式第2号に準じ、変更・中止・廃止内容に関するもの）



別記様式第5号

平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業 実施状況報告書について

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所

名称及び

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けたみやぎ6次産業化トライアル事業について、実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて事業の実施状況を報告します。

添付書類

- 1 みやぎ6次産業化トライアル事業実施状況報告書（別紙2）
- 2 直近の決算書（申告書）の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙

# みやぎ6次産業化トライアル事業

(事前調書・実施計画書・実績報告書)

## 1 申請者の概要

会社等名称		設立年月日 S.H 年 月 日
代表者 職・氏名	S・H 年 月 日生 (満 歳)	
所在地	住所 (〒 )	
	Tel ( )	FAX ( )
	E-mail	
経営規模 事業内容等	(品目, 規模, 面積, 生産量, 販売先, その他特徴的な取組を記載)	
	総合化事業計画の認定 有・無 (申請予定 月)	

## 2 役員(構成員)の状況

構成員名	年齢	役職等	出資金(円)	従事日数(日)

### 3 事業計画の概要（実績）

①事業の目的	(地域の現状や課題等を踏まえて記入)
②新たに取り組む6次産業化の事業の内容	
③生産・販売する商品（農林水産物・加工品等）及び実施する事業の特徴	

※事業の内容、実施方法、場所、販売予定の商品の写真等の分かりやすい資料があれば添付する。

4 期待される効果

	主な新商品名等及び単価	1年後（平成 年6月末） ※事業実施年度の翌年度		2年後（平成 年6月末）		3年後（平成 年6月末）	
		生産量	販売額	生産量	販売額	生産量	販売額
1	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
2	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
3	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
4	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
5	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
6	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
7	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
8	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
		合計	円	合計	円	合計	円

※生産量の単位は適宜記入する（例：kg, 個等）。商品名の欄が不足の場合は適宜追加する。

5 本事業達成のために必要な機械・器具等整備計画（実績）及び事業費について

機械・器具名	規格・構造・ 能力等	利用時期	年間稼働日 数（日）	価格 (税込) (円)
合計①				

総事業費 (機械・器具の 税込合計①) (円)	補助対象 事業費 (税抜) (円)	負担区分 (円)			備 考
		県補助金	事業主体	その他 (名称： )	

※配置図，カタログ，見積書，利用計画等を添付

(注)

- 1 変更の場合には，本様式中「事業の目的」とあるのは，「変更の理由」とし，承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし，変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし，事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 中止又は廃止の場合には，本様式中「事業の目的」とあるのは，「中止（廃止）の理由」とし，当該箇所に事業を中止し，又は廃止する理由について記載すること。
- 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合は，項目3及び5の表中には実績を記載すること。

## 平成 年度みやぎ6次産業化トライアル事業実施状況報告書

## 1 機械・器具等の利用実績について

機械・器具名※	利用時期	年間稼働 日数(日)※※	稼働日1日当 たりの平均稼 働時間(時間)

※機械・器具名の欄が不足の場合は適宜追加する。

※事業実施年度の翌年度については、機械等設置日から翌年度6月末現在までの稼働日数とする。

## 2 販売実績

	主な新商品名等及び単価	平成 年7月から 平成 年6月末現在まで※	
		生産量※※	販売額
1	商品名： 販売単価： 円		円
2	商品名： 販売単価： 円		円
3	商品名： 販売単価： 円		円
4	商品名： 販売単価： 円		円
5	商品名： 販売単価： 円		円
		合計	円

※事業実施年度の翌年度については、機械等設置日から翌年度6月末現在までの販売実績とする。

※※生産量の単位は適宜記入する(例：kg, 個等)。